

第三者行為による傷病に関する提出書類チェック表

【注意】

- (1) 第三者行為による被害に遭ったときは、まず、健康保険組合に電話で連絡をし、保険診療の許可を必ず受けてください。
(健保への届出をせずに、下記の書類だけ提出をしても、保険診療は認めません)
- (2) 健康保険組合の許可を受けてから、病院へ保険証を提示してください。
- (3) 下記の書類を取りそろえて、速やかに健康保険組合に提出してください。
- (4) 示談する際は、必ず健康保険組合へ連絡してください。治療が終了した際も、健康保険組合に連絡をしてください。

	提出書類名	備 考	チェック欄
1	第三者行為による傷病に関する提出書類チェック表	(この用紙です。一番下に名前を記入してください)	<input type="checkbox"/>
2	第三者行為による傷病届		<input type="checkbox"/>
3	念書	署名・捺印が必要です。	<input type="checkbox"/>
4	誓約書	相手が加入する任意保険会社に記入してもらってください。なお、当方の過失が大きく、記入してもらえない場合は提出しなくても結構です。	<input type="checkbox"/>
5	交通事故証明書	警察に届出をして発行してもらってください。 (発行元：自動車安全センター)	<input type="checkbox"/>

氏 名 _____